

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する  
検討ワーキンググループ第1回会合  
議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ  
第1回会合

日時：令和8年1月19日（月）16時00分～

場所：こども家庭庁 庁議室

議題1 本ワーキンググループの進め方

議題2 本日の検討事項

- 法の目的と理念について
- 諸外国のSNS規制について

議題3 次回の検討事項

議題4 その他

出席者

【委員】曾我部座長、上沼座長代理、岸原委員、櫻井委員、竹内委員、柳元委員、山本委員

【こども家庭庁・事務局】中村局長、竹林審議官、西川課長、高岩課長

【オブザーバー】内閣府、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会事務局、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人電子情報技術産業協会

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

## 青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ（第1回） 会合

○事務局 議事に先立ちまして、事務局より第1回「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」について何点か御説明させていただきます。

本日の会議は、お申込みのありました報道関係者や業界団体の方々がオンラインにて視聴されております。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。本日は、資料1、資料2-①、資料2-②、資料2-③がございますので、お手元に御準備いただきますようお願いいたします。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、委員は全員出席でございますが、竹内委員及び山本委員がオンライン出席となっております。竹内委員及び山本委員にあつては、御発言を希望される場合には会議システムの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。またオブザーバーとして関係省庁である内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁にオンラインにて出席いただいております。さらに業界団体といたしまして一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人電子情報技術産業協会にもオンラインで出席いただいております。

以上でございます。

お待たせいたしました。それでは、第1回「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

後ほど座長の選出を行いますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

まず資料1を御覧ください。

本日、持ち回りの開催の第67回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」におきまして「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」の設置を検討し、決定いたしまして、本ワーキンググループを開催する運びとなりました。本ワーキンググループの設置に至った経緯等につきまして、最初に御説明させていただきます。

昨年8月、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」におきまして「課題と論点の整理」が取りまとめられ、それを受けまして昨年9月、「課題と論点の整理」に基づく工程表が取りまとめられたところでございます。そのうちこども家庭庁が主務府省庁となっておりますリスクの多様化への対応につきまして、工程表に基づきまして有識者会議等におきまして法制上の課題について検討するため、本ワーキンググループを設置したものでございます。

次に、委員の皆様からそれぞれ一言御挨拶を頂きたいと思っております。50音順でお願いした

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

と思います。

まず上沼委員からお願いいたします。

○上沼委員 弁護士の上沼と申します。本WGには、一般社団法人安心ネットづくり促進協議会の理事としても参加させていただいております。本件は多方面から注目の的になっていると思いますので、非常に重要な会議だと認識しております。何とぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、岸原委員、お願いいたします。

○岸原委員 岸原と申します。今、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムの専務理事という肩書で参加しておりますが、そもそも今回の法律、青少年インターネット環境整備法の成立時点のときから関与しておりまして、当時つくりました第三者機関EMAの運営と、最終的には閉じることになったのですが、そこまで行ってきたというところでは、現在は昨年12月18日に施行されたスマホ法の相談窓口を公正取引委員会さんから受託して運営しています。そういった意味でグーグル、アップルさんのスマホの仕組みとか、その中で現在、青少年保護をどういうふうに進めていくかと。法律ができて内容自体が改正されておられませんので、スマホを前提とした取組について意見等を出せればと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員 櫻井と申します。追手門学院大学の心理学部で教員をしておりまして、臨床心理士、公認心理師です。私はそもそも捜査機関の心理職として働いてまいりましたけれども、現在は大学のほかに神奈川被害者支援センターの被害者支援、そして横浜市教育委員会学校課題解決支援事業専門家ということでも活動させていただいております。私は心理が専門ですので、こどもの現状ですとか、それから被害者などの犯罪の観点からの意見をお話しさせていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 京都大学の曾我部と申します。私は、専門が憲法、情報法でございまして、憲法の観点から情報空間に関わる様々な法的問題について研究してまいりました。青少年保護に関しまして、この前身、こども家庭庁で先般開催されました「インターネットの利用を巡る青少年保護の在り方に関するワーキンググループ」などでも議論に参加させていただいております。引き続きこの問題に関与させていただくということでよろしくをお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 竹内です。よろしく申し上げます。今日は大阪のある学校から参加していま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

す。ネットでの大きなトラブルがありまして、急遽ここから参加しています。私はもともと中学校の教員で、今の青少年インターネット環境整備法ができる頃は中学校教員でした。ちょうどスマホが登場したばかりのころで、私は「これからスマホが大変になる」とかなり強く主張したのですが、当時まだ高校生の利用率が3%だから、3%のために対策する必要はないということで、対策にうまく組み込むことができませんでした。僕は長く、このことが心残りだったので、今回、この議論に参加できて、非常に光栄です。曾我部先生、上沼先生、岸原さん等々と一緒に日本のこどもたちのためにいい議論をしていきたいと思っております。私も60で還暦を過ぎて、もうしばらくたったらぼけ出すと思いますので、最後の仕事としてこれからこの仕事に邁進したいと考えております。皆さん、ぜひよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、柳元委員、お願ひいたします。

○柳元委員 柳元陽夏です。よろしくお願ひいたします。私は現在、埼玉大学で物理の勉強をしております。このような会議にお呼びいただき大変恐縮しているところではございますが、よりこどもに近い立場として学生として発言できていければなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願ひいたします。

○山本委員 オンラインで失礼いたします。慶應大学の山本でございます。私も専門は曾我部先生と一緒に、憲法と情報法をやっております。この検討会ですけれども、やはり従来からの問題に加えて、いわゆるアテンションエコノミーの広がりに伴うような諸課題、例えばSNS、ソーシャルメディアへの依存の問題ですとか、あるいは生成AIに関わるような課題も浮上してきているのかなと思っております。これらの問題についても様々議論していければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

委員の皆様、ありがとうございます。

○中村局長 柳元さんは高校生ICTカンファレンスに参加していただいたんですね。

○柳元委員 高校生ICTカンファレンスでファシリテーターをさせていただいております。

○中村局長 ありがとうございます。そういう方が大学生になられて、今回またこのワーキンググループに参加していただいて非常にありがたいと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、次に本ワーキンググループの座長の選出を行います。

事務局といたしましては曾我部委員に座長をお願いしたいと考えております。曾我部委員は前回の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」の座長も務められていることなどを踏まえまして、座長に適任であると考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ワーキンググループの委員の皆様、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 御異議がないようですので、ただいまをもちまして曾我部座長が選出されました。どうぞよろしく願いいたします。

この後は座長である曾我部委員に進行をお願いしたいと思います。

曾我部座長、お願いいたします。

○曾我部座長 ありがとうございます。大賛成とか言われて恐縮しております。大変微力ではあるのですけれども、これまでの経緯もございますので、座長として進行に努めてまいりたいと思います。今回、前回以上にこの問題に関する各専門分野の専門家にお集まりいただいて、また前回に引き続き若い学生の方にも来ていただいたということで、万全の態勢を敷いていただいたと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ちょうど偶然なのですが、日本経済新聞の「経済教室」という欄がございますけれども、明日あそこに私はこのテーマで寄稿させていただく予定でございますので、そこに問題意識としては少し記したところなのですが、この問題の1つは、リスクが多様化しているということです。今まではいわゆるアダルトコンテンツのようなコンテンツ問題のほか、出会いのようなものが中心的なリスクとして想定されていたわけなのですが、それに限らず様々なリスクが非常に認識されているところがありますし、もう一つは、従来の法的な枠組みは携帯電話事業者非常に大きな責任を負わせていることになっているのですが、やはりスマホの時代あるいはAIの時代に法的な枠組みが実態に合っていないのではないかとということを書かせていただいたところであります。そういったところも先般前身のワーキンググループでも論点整理でおまとめいただいたところで、そういったところをこの場ではさらに深掘りして議論させていただきたいと思っておりますので、皆様方の御協力を頂きますとぜひしっかりした結論を得たいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そういうことで、進行なのですが、まず体制的なところで、親会である検討会などになりまして、本ワーキンググループの座長代理を置くことを提案したいと思います。そして座長代理にはこれまでの経緯もありますので、上沼委員を指名させていただきたいと思っておりますけれども、皆様、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○曾我部座長 ありがとうございます。

では、上沼先生、よろしく申し上げます。

では、本日の議題に移りたいと存じます。本日の議題は4点ございまして、まず議題1は「本ワーキンググループの進め方」、議題2として「本日の検討事項」として2点、「法の目的と理念について」「諸外国のSNS規制について」というところです。議題3として「次回の検討事項」、議題4が「その他」です。各議題における議論につきまして、もし委員の方々が質問できなかった事項や追加の御発言がおありでしたら、1週間以内をめぐりに書

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

面で事務局にお送りいただくようお願いいたします。

では、まず議題1につきまして事務局から御説明を頂きます。よろしく申し上げます。

○事務局 「本ワーキンググループの進め方」につきまして御説明させていただきます。

資料2-①の1ページを御覧ください。

本ワーキンググループでは今後の青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討を行うことを目的としております。なお昨年9月に関係府省庁連絡会議で策定されました「課題と論点の整理」に基づく工程表の進捗につきましても関係府省庁から御報告いただき、委員の皆様から御意見を頂くことも予定しております。

議事につきましては原則公開。ただし、議論の内容によっては一部非公開とさせていただきます。

資料下に記載のとおり有識者等からのヒアリングも予定しております。

なお、資料下のほうに記載しておりますけれども、関係府省庁、業界団体の方にオブザーバーとして参加もいただいております。

資料の2ページを御覧ください。

本ワーキンググループでは議論を進めるに当たりまして、インターネットを利用することもたちの意見をしっかり聞くために、こどもたちが参加するセッションを実施したいと考えております。

対象は中学生と高校生10名程度を予定しております。

具体的には春休み頃に諸外国のSNS規制の動向や、あと記載がありませんけれども、AI利用に関するこどもたちの意見を聞く会、それから本ワーキンググループの中間整理の前後にワーキンググループ全体の議論の方向性について意見を聞く会の計2回のセッションを予定しているところでございます。

3ページを御覧ください。

こちらが昨年8月に取りまとめられました「課題と論点の整理」の青少年インターネット環境整備法に係る部分でございます。課題といたしまして一番上のところですが、スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化している中で、青少年インターネット環境整備法が時代に合わなくなっていることが記載されておまして、論点として8つほど記載されております。本ワーキンググループではこれらの論点ごとに御議論をいただきたいと考えております。

4ページを御覧ください。

こちらが環境整備法の工程表の該当部分でございます。

下段にスケジュールが記載されております。令和7年1月から有識者会議等において法制上の課題について検討とございますが、本有識者会議が相当する部分でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

ワーキンググループの進め方でございます。第1回から第7回まで今のところ予定しております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

なお、8月にまとめられました「課題と論点の整理」を踏まえまして、総務省ではフィルタリングを含め閲覧防止措置などを検討するために有識者会議を設けて議論が進められております。その検討結果につきましては、この第4回のところでございますが、こちらで御報告いただきまして、その内容も踏まえまして委員の皆様にご議論していただく予定でございます。

まず進め方につきましては以上でございます。

○曾我部座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして何か御不明点などがおありでしたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

こども・若者の意見を聞くというのもこども家庭庁らしいすばらしい試みだと思います。

特に御質問等がないようであれば、次の議題にまいりたいと思います。「本日の検討事項」です。こちらにつきましてもまずは事務局から御説明を頂きます。よろしくお願ひします。

○事務局 それでは、資料2-②を御覧ください。

まず議論の前提となるデータ等をまとめた資料でございます。簡単に御紹介させていただきたいと思います。

まず3ページを御覧ください。

こちらが青少年インターネット環境整備法の概要でございます。

法律の目的・理念は大きく3点ございまして、1点目は、青少年がインターネットを適切に利用する能力の習得ということ、2点目は、青少年有害情報を閲覧する機会の最小化、それから3点目が民主導での取組でございます。

そして法律では携帯電話事業者等の義務としましてフィルタリングサービスの提供義務等が記載されているほか、下段にありますけれども、インターネット接続役務提供事業者、インターネット接続機器製造事業者の義務が規定されておりますほか、また努力義務といたしましてOS開発事業者、特定サーバー管理者、フィルタリングソフトウェア開発事業者にそれぞれ努力義務が規定されております。

続きまして、4ページを御覧ください。

「こどものインターネット利用環境にかかるあるべき社会の姿」という形で資料をつくらせていただいております。デジタルネイティブ世代であるこどもたちにとりまして、今後もインターネットの利活用が生活の基盤になることは避けられませんが、一方でこどもたちを取り巻くリスクはより多様化・複雑化しているところでございます。このために年齢や発達段階にふさわしいコンテンツ等が提供されると同時に、こどもたちが有害な情報や機能等から守られ、意図せず重大犯罪や心身の悪影響等につながるような有害な行動に関与しないように、安全で安心にインターネットを利活用できる社会の実現が求められております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

下段はOECDの青少年に対するリスクの類型を御紹介しつつ、こうしたリスクから子どもたちを守るイメージを掲載させていただいております。

続きまして、5ページから9ページまでがこどものインターネットの利用状況の御紹介でございます。

恐らく委員の皆さんは御案内だと思いますのでポイントだけ申し上げますと、5ページでは、小学生の約97%がインターネットを利用している実態にあること。

6ページでは、中高生がインターネットを使う機器はスマートフォンが中心であること。また7ページでは、10歳未満のこどもも高い割合でネットを利用していること。

1ページとびまして9ページでは、中高生の年代では1日に300分から400分程度ネットを利用している実態にあることなどが分かります。

続きまして、10ページでございます。

こちらがこどもの被害パターンの整理の表になります。こどものインターネット利用に係る被害パターンを整理すると以下のとおりということで、表を記載させていただいております。

まず加害者が大人のもので、これはコンタクトリスクに相当するものでございまして、AやBのようなものを記載しております。AとBの違いは、Aのほうがこどもの発信の程度が強いものという整理でございます。

続きまして、加害者がこどものものということで、こちらはコンダクトリスクに相当するものでございますが、Cに記載がありますネットいじめ。

それから、一番下でございますが、加害者不明のものとして、こちらはOECDの分類でいきますと受信リスク・横断的リスクに相当するようなDからGのような有害なコンテンツの閲覧、長時間利用やアルゴリズムに基づく情報フィードによる心身への悪影響等がございます。

こうした被害パターンごとに実態を把握した上で対策を講じていく必要があると考えているところでございます。

11ページからは被害等の実態でございます。SNSに起因する被害児童数は年間1,000人を超える水準で推移しております。

12ページを見ていただきますと、そのうち小学生の被害が平成27年に比べますと3倍以上増加しているという状況がございます。

続きまして、13ページでございます。

投稿内容の分析でございますが、多くが被害児童からの投稿をきっかけとしております。また気軽に投稿したものをきっかけとして重大な判断に巻き込まれるリスクがあることもこの結果から分かるかと思っております。

14ページ15ページでございますが、こちらは個別事件の概要でございます。①とか②は児童ポルノの事件でございますが、実はこども自身が加害者になってしまっている事例でございます。こうした事態の未然防止が必要であろうかと考えております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

16ページは構成員限りの資料でございます。

こちらは闇バイト関連の実態をまとめたものとなっております。

続きまして、17ページでございますが、こちらはいじめの対応別の状況でございますが、2つ目の丸にありますけれども、インターネットを通じたいじめがここ5年間で1.5倍まで増加しているような状況にあります。

18ページは最近の研究の結果でございますが、インターネットの不適切使用やインターネットの使用頻度の高さがこどもの心身に対して悪影響を及ぼす可能性が指摘されているところでございます。

19ページでございますが、こちらはいわゆるトー横キッズの受入れ先となることが多い東京医科大学の榊屋教授からのヒアリング結果でございます。右側は非公開の資料でございますけれども、ヒアリングの結果でございますが、児童の自傷や自殺についてはSNSの影響を大きく受けている、SNSが集団でオーバードーズ・自殺をするための出会いの場にもなっているということで、こうした画像は影響力が大きいので、SNSではなるべく見られないようにしてほしいということ、また摂食障害の関係ではネットが誘発因子かは分からないけれども増強因子にはなり得るという話でございます。最後でございますが、SNSで救われる子どもがいることも事実であるので、そういったことも含めて議論してほしいということでございます。

20ページでございますが、こちらは最近の報道をまとめたものでございます。OECDの各リスクについてそれぞれ非常に大きな関心が寄せられていることが分かるのではないかと思います。

最後に、フィルタリングと保護者の意識の資料でございます。21ページでございますが、フィルタリングサービスの利用率は半数程度でここ5年ほど推移している状況でございます。

23ページ24ページでございます。

こちらは保護者の意識調査の結果でございますが、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上が資料2-②の御説明となります。

続けて、資料2-③につきましても御紹介させていただきたいと思っております。

こちらが本日の検討事項の「法の目的と理念について」「諸外国のSNS規制について」の2点についての資料でございます。

資料3ページが本日の検討事項、「課題と論点の整理」の該当部分でございます。

続きまして、次の4ページを御覧ください。

こちらが法律の第1条と検討事項を記載しております。法の第1条、目的では、青少年有害情報の多くが流通している状況を踏まえまして、青少年のリテラシーの向上とフィルタリングなどによる有害情報への接触機会を少なくすることによって青少年のインターネット環境を整備するということが書かれておりますけれども、この目的に関連しまして「課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

「課題と論点の整理」の先ほどの論点1を踏まえまして検討事項を3点ほど提示させていただきます。

1点目が、まとめますと青少年有害情報の流通だけではなく、より多様なリスクも踏まえるべきではないかということ。

2点目は、フィルタリングによる現行の対策だけで多様なリスクに十分対応できているのか。もし足りない場合、どのような措置が必要なのかということでございます。

3点目は、児童の権利条約やこども基本法を踏まえまして、青少年の知る権利や表現の自由、それからインターネット情報リスクからの保護を法律上どのようにバランスさせるかでございます。

なおリテラシーの向上につきましても書いてあるのですが、こちらの議論は第2回で扱うため、今回の検討事項からは外させていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらが法律の3条の基本理念でございます。こちらは閲覧機会の最小化と民間の取組が大きな役割を果たすということ、国や地方公共団体はその取組を尊重すること、こういったものを旨として施策を推進することとされております。基本理念に関連いたしましても「課題と論点の整理」の論点1を踏まえまして検討事項を2点ほど提示させていただきます。

1点目は、前ページの再掲でございます。

2点目でございますが、こちらが現行法ではインターネットの特性に配慮して民間における自主的かつ主体的な取組を尊重することが明記されておりますけれども、国と民間の役割分担はどうあるべきか、また実効性の担保についてどう考えるべきかということでございます。

以上の検討事項につきまして、6ページ以下は参考資料でございます。こちらはこども大綱、国の資料でございますけれども、ウェルビーイングについての記載でございますとか、国際的理念といたしまして子どもの最善の利益を第一に考えるとか、子どもの意見を尊重するという、また国内法でもこれらがこども基本法の1条でありますとか3条に反映されているものでございます。

7ページでございますが、こちらは児童の権利条約の17条の安全な情報アクセスの権利、それから2021年に出されました「デジタル環境との関連における子どもの権利についての一般的意見25号」を参考までに掲載しておりますが、オンライン上でも子どもの最善の利益第一優先としておりまして、ここではコンテンツ管理につきましては表現の自由やプライバシーに対する権利とのバランスを図るとされているところでございます。

続けて、論点の大きな2点目でございます。こちらが「課題と論点の整理」に記載されております論点2に該当する部分でございます。

その下でございますけれども、検討事項として3点ほどを記載しております。

1点目が、我が国におきましても年齢によって一律のSNSの利用を制限するなどの法令

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

整備は必要かということ。

2点目が、諸外国の制度の実効性についてどう考えるかということ。

3点目が、本検討事項につきましては別途こどもの意見を聞く機会を設けますが、どのようなことをこどもたちに聞くべきかということでございます。

9ページからオーストラリアの規制の状況をまとめさせていただいております。オーストラリアは、16歳未満のこどもがSNSにアカウントを持つことを防止するための合理的な措置をSNS事業者に義務づけております。また年齢確認の方法はSNS事業者に委ねる仕組みとなっております、昨年12月10日に施行されております。

下の国内外の反応のところは施行前後の報道ぶりをまとめたものでございます。オーストラリアのSNS規制のきっかけは、いじめを苦しめたこどもの自殺を機に保護者が規制強化を求めたということでございまして、国家レベルでこどもの利用を禁じるのは世界で初めてということでございまして、世界的な潮流となるか注目されるとされております。

世論の状況でございますが、複数の世論調査では、今回の禁止措置は保護者の間では高く支持されていることが示されているということですが、10ページでは10代の多くは失望するというようなことも書かれております。

また年齢確認、事業者の対応の部分でございますが、こちらにつきまして要約しますと、実効性等につきまして若干の疑問が呈されるなどの報道もございます。

最後の部分ですが、人権団体等機関の意見でございますが、ユニセフとかアムネスティ国際は一律規制に対しては一定の懸念を表明している状況でございます。

11ページが、オーストラリアのSNS規制をきっかけとして他国でどういった検討状況にあるかということで、記載しているような形で一定の年齢以下のSNSの利用を禁止する法案の検討がされている国もあるような状況でございます。

12ページ13ページがこどものセッションの回のこどもたちの質問案でございます。こどもたちにはまず背景とか議論のポイントを委員の皆様と会う前に事前にいろいろと事務局側から説明させていただきまして、こういったエビデンスもありますよということを前提としまして、13ページにありますように、大きくSNS規制とAI利用につきましてこどもたちにこういった質問を投げかけて意見を出していただければと考えておりますが、この点につきましても委員の皆様から御意見を頂きたいと考えているところでございます。

本日の論点につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

○曾我部座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、今の説明を踏まえて意見交換に入りたいと思います。本日の議事ではこの意見交換がメインということでまとまった時間を取っておりますので、闊達に御意見を頂ければと思います。一応議題は「法の目的と理念について」と「諸外国のSNS規制について」ということでありますので、その議題に沿って御意見を頂きたいと思うのですけれども、資料2-③に検討事項が上がっておりますので、ひとまずこれに従って順次御意見を頂くような形にして、最後は全体として何かあればという感じで進めたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

資料2-③の4ページをまず御覧いただくと、青少年インターネット環境整備法の法目的についてという資料でありますけれども、こちらに検討事項として3点ほど上がっておりますが、これの関連で皆様から御意見があればまず頂ければと思いますが、いかがでしょうか。諸外国の規制について、一律規制をどう考えるかという8ページの検討事項もありますけれども、4ページの検討事項においてもその点は関わるかなと思いますけれども、現状現行法は、青少年が利用しながら、しかしリテラシーを育む、フィルタリングなどで一定の保護を及ぼしつつ、使いながら学んでいくというのが現在の法律のコンセプトなわけですけれども、オーストラリアなどでは一律に制限するという別のアプローチが取られているところで、改めて日本でどうすべきかという話題が検討事項として上がっているのかなと思います。

○上沼委員 目的に関してですけれども、法律制定当時の方針であった、「学びながら使う」つまり、使うことを前提として対策を考えるということ自体は今でも妥当なものだと思っています。現在は、当時よりさらに、ICTを使えることが必須となっているので、使わないというのはないと思っています。ただ、法律の一番の問題が、目的にもあるように、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするという受信側の話しかしていないところです。前からずっと問題だと言っているからまた言っているよという感じなのですけれども。インターネットの一番の特徴がインタラクティブ性なので、発信と受信ができることが特性で、特に、発信する手段を一般ユーザーが持ったというのがインターネット時代の一番の特徴なのに、発信のことを全く触れていない制度目的というのはどうなんだろうというのが一番の問題意識です。現状に合わせるなら、目的は、インターネットの特性に鑑み、青少年の発達段階に応じて適切な利用をするとか、そんな感じになるといいんじゃないだろうかと思っております。

以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりです。先ほどの資料でも青少年側が発信したことが発端となって事件に巻き込まれたというような御説明がありました。

そのほかいかがでしょうか。

竹内先生、お願いします。

○竹内委員 ちょっと冒頭聞こえにくかったので、今、聞こえやすくなりましたけれども、とんちんかんなことを言うたらまた言うてください。

今、上沼先生もおっしゃいましたけれども、全く同感でして、青少年インターネット環境整備法ができた頃はガラケーが主流だったので、受信中心でした。発信するといっても、文字ベースでせいぜい写真程度でした。ガラケーが主流だったので、対策のメインは携帯電話事業者でした。携帯電話事業者に多くの負荷がかかったと思います。当時は、それでよかったと思いますが、上沼先生がおっしゃったように時代が流れました。メインはスマホで、ゲーム機での参加も増えています。しかもゲームの中で例えばボイスチャット、言葉であったり、あとはアプリの中から画像を送ったりという様々いろいろなところに発信

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

できるようになりました。大きく3つの変化があります。1つ目は「性能が上がった」。性能があがって、いろいろなことができるようになった。2つ目は、性能アップに伴い、「簡単に発信できるようになった」。昔が高校生くらいしかできなかった発信が、今は小学生くらいから簡単にやれるようになった。3つ目は「低年齢化」。小学生だけではなく、乳幼児まで関わってきました。上沼先生がおっしゃることに全く私も同感です。

以上です。

○曾我部座長 櫻井委員。

○櫻井委員 私も今のお2人の委員に同感です。もう少し発信という辺りの解像度を上げてみますと、1つは拡散の問題があると考えています。こどもたちの間では性的な画像の拡散、それから今回もニュース報道が多くありますけれども、暴行の動画・画像の拡散という辺りが非常に問題になってきているのではないかなと思います。氏名、住所、そして家族構成までもがどんどん広がっていってしまう辺りが大変大きな問題になっているかなと思います。この間私も気になりまして暴行動画を確認していたのですが、見ていたら暴力をふるっていると思われる少年に対して、さらにグロックでその少年を殺害するような画像が出てきているというところで、ディープフェイクも性的なディープフェイクだけではなくて、そのような本当に悲惨な画像がつくられている辺り、これはこどもがやっているのか大人がやっているのか定かではありませんでしたが、そういった辺りも問題になってきているのかなと思います。ですのでやはり有害情報の閲覧だけではない発信、拡散の問題を捉えていく必要があるのではないかと考えています。

○曾我部座長 ありがとうございます。

○岸原委員 この法律ができたときはまず青少年保護、フィルタリングでやっていこうと。若干魔法の杖くらいな役割で、過重にフィルタリングに依存していたところがあったかなと思います。ただ、当時の状況を考えると、インターネットにどう対処すればいいか、諸外国は今、ちょうどSNS規制をやっていますけれども、日本では20年前にやっていたのです。実質青少年にはSNSをフィルタリングで利用禁止にする、ただしそのときにEMAの認定制度やカテゴリー基準で青少年が使える領域を用意する、使い勝手と青少年保護を両立させようというのが日本で行ってきたことかなと思います。そういった意味でまず目的のところではフィルタリングが手段というか、ほぼ目的化している文章になっているので、ここは少なくとも手段の1つであるくらいな位置づけに変えなければいけないかなと思います。先ほどの閲覧のところとか発信のところももちろんそうなのですが、最終的な目的としては青少年の発達段階に応じて安心安全にインターネットを使いこなせる、要するに最終的には単純に受動的にやるのではなくて、自ら活用していくみたいなものを目的にすべきではないか。それは発信にもつながるかなと思いますので、そういった方向に目的をまず修正していく必要があるのかなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。今、検討事項の2点目に関してだと思えますけれども、いわゆるフィルタリングはアプリを使うか使わないかというところしかコントロー

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ルができないので、アプリの中で有害コンテンツがあったりすると、個別に遮断することはできないというところで大きな限界があると思います。EMAがあったときは、一定の対策をしたサービスについてはフィルタリングを外すということで、サービス内の青少年保護に関して一定の配慮をするように誘導していたわけですが、現状そういう仕組みがないところですので、やはりフィルタリングを柱にするようなアプローチにはかなり大きな限界があるだろうと思います。この辺は見直しが必要かなとは思っています。

○岸原委員 あと一つ補足で技術的なところになりますけれども、当時 i モードとかガラケー自体はウェブサイトだったのです。制限するページは結構細かく設定します。要するにオーバーブロッキングは行き過ぎだろうということで、現在の仕組みはどちらかということとアプリ全体とかサイト全体を制限するということなのですが、当時はウェブページごと、1つのサイトの中でもこのページに関しては問題ないということをして、URLを逆引きして制限するページとしないページというところまでやることによって、青少年が利用できる場所と青少年保護を両立するというので、ある程度こどもたちも親も受け入れやすかったのかなと思います。

現状は曾我部先生がおっしゃったように、アプリに関してはアプリレーティングに基づいてアプリ全体を制限してしまう、これ自体明らかにオーバーブロッキングだということは認識せざるを得ないかなと。あんしんフィルターに関しては、最近のことは分からないのですが、ある程度Webページごとの閲覧制限を行っているかと思うのですが、ただこれがスマートフォンのベースのところをアップル、-googleがOSで提供していますので、専用のウェブブラウザを使って制限するというのはそもそも無理があるのです。アプリの中のウェブビューとか、あるいは連携みたいなものが制限されたりということが起きているかと思っておりますのでちょっと行き過ぎかもしれないと考えます。スマホに関してはOS事業者の提供するシステムをベースにした上でどういうことができるかというふうな発想を変えていく必要があるかなと思います。そうしないとキャリアさんとかも相当苦労されて、提供しているのだと思います。今回、スマホでチョイススクリーンが実施されているのですけれども、これによってブラウザが選べるようになります。キャリアが提供したあんしんフィルターをどういうふうに整合性を取る、あるいはこどもたちをどう守っていくかということをもたゼロから考えていかないといけないということになっています。そのため基本的なところに関してはOS事業者の提供している仕組みを利用する。OS事業者の提供するペアレンタルコントロール機能を多分、誰も検証していない状況かと思うので、実際にそれがどういう状況にあるかを検証した上で、逆に改善を働きかけていくことも必要かなと思います。

○曾我部座長 今、OS事業者とおっしゃるのはブラウザのOSの青少年保護機能の実効性であるとかアプリストアのレーティングとか、そういうものも含んでいますか。

○岸原委員 iOSに関しては、アップルさんがスクリーンタイムでアプリのレーティングを提供していて、Androidに関しては、国際標準のIARCという基準に基づいてアプリストア

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ごとに行われている部分がまずあると思います。それ以外にブラウザに関しては、OS事業者が提供しているブラックリスト管理みたいなものである程度制限されているのだと思うのですが、まさしく日本のこどもたち向けの制限リストみたいなものをどう反映していくかというのでも検討していく必要があるのではないかなと思います。実際にどういうふうに行われているかということがよく分かっていませんので。iOSに関しては、上沼先生にも御参加いただいてMCFで研究会をつくって、iOSの中にホワイトリスト、要するに10個ぐらいのこどもたちが初めて使うウェブサイトのリストを出して、アップルさんに採用してもらったというのがあります。SNSに関しても、日本の場合ですと出会い系サイト規制法ができたときにソーシャルネットワークと出会い系サイトの違いがOS事業者はよく分かっていなくて、レーティングがちゃんと分かれていなかったことがあります。ここのところを実態に応じた形でレーティングを分けることも、日本サイドというか、こちらのほうから提案して改善を働きかけていかないと、日本に最適化されたものは多分グローバル企業は提供しないと思うので、そこは日本側から働きかけていく必要があるかなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。そこは重要な点の1つかなと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

では、柳元さん。

○柳元委員 少しずれてしまっていたら申し訳ないのですがけれども、青少年有害情報に関しても闇バイトであったり、学校にあまりなじめていない学生だったり若者がそれこそオーバードーズだったりという情報に触れてしまう中で、私が高校生の頃のICTカンファレンスの議題等では、闇バイトが大人からこどもに、大人から大学生だったり高校生に対して、実際にはよくないけれどもお金が稼げてしまうようなものを提供するところだったのが、最近では大学生の先輩から後輩、つまりはどちらも、加害者側もそれを受け取ってしまう側も学生というふうに、私が高校生だったときよりも2～3年の間でそういうふうに変化していることを考えると、法律ができた頃からだとかかなり時間がたっていて、情報の発信側と受信側の関係も変わってきているので、先ほど上沼先生もおっしゃっていたのですが、発信側についてもどういう情報を誰が発信しているのかを踏まえて目的を設定していったほうがいいのではないかなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。発信の問題は当然あるのですが、これはインターネットを適切に活用する能力の習得の中に一応入っているという説明にはなる。法律に具体的に発信対策を盛り込むとなると、能力の習得とは別立てで目的として書き起こすことになるのでしょうかけれども、その辺りですね。

山本先生、お願いします。

○山本委員 ありがとうございます。もう皆さんが御議論してくださっていることにそれほど加えることもないのかなと思いましたが、2点ほど、1点はやはり受信者としてのこどもだけではなくて、発信者としてのこどもということにも注目しなければいけないというのはそのとおりだと思いました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

それから、従来型の問題の多くは、有害情報に対してこどもがアクセスしようとするのをどういうふうに防いでいくのかみたいなお話だったのかなと思いますけれども、近年それに加えて先ほども少しお話ししましたけれども、ソーシャルメディア等のアルゴリズムによって、必ずしも有害とは言えない刺激的なコンテンツが次から次に向こうからやってくるようなこともあるのかなと思います。そういう意味では有害情報と明確に言えるものだけではなくて、アルゴリズムとかユーザーインターフェースとか設計上の問題というか、設計リスクみたいなものもあるのかなと感じております。これによる依存症ですとかメンタルヘルスへの影響が無視できない状況になっているような認識を持っています。ただ、これはこれまでの従来型の問題に比べて非常に精神的なもの、あるいは心理的なものですので、捉まえがたいところがあるかなと思っていますので、やはり実態調査ですとか心理学的なエビデンスをどういうふうに慎重に取っていくのが重要になってくるのかなと考えております。

すみません、以上です。

○曾我部座長 ありがとうございます。こちらは大変重要な御指摘だと思います。現行法だと「インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ」とあるわけですが、単なる個別の情報が有害かどうかということだけではなくて、情報の見せ方の問題ですよね。アルゴリズムの話とかそういったところからも青少年を保護する必要があるというところですので、資料の最初の下線部のところももう少し幅を持たせる必要があるのかなと思います。

では、竹内委員。

○竹内委員 先ほど言い忘れたことをちょっとだけ付け加えたいのですが、先ほど岸原さんもおっしゃったように国会議員さん等が、「日本は対策が遅れている」とよく言いますが。「オーストラリアとかはやっているのに日本はなぜ対策しない？」という感じですが、そうではなくて、日本は最先端で、20年前に対策をしていました。当時の最先端でした。それを今、時代の変化に伴って修正にかかっている、そういう認識を私たちはまず持たないといけません。20年前は、当時として最善をつくしましたが、時代が合わなくなったと。

20年前から一番変わったのは、当時は対象はガラケー、ガラパゴス諸島のように特殊な進化を遂げた携帯電話でした。子どもたちは、モバゲー、グリー、ミクシィ等の日本の会社が運営していたところに参加していたので、全部国内法で対応できました。それが今は、X、アップル、グーグル、Meta、TikTokなど、本社は海外です。日本で日本法人の方といくら話しても、海外の本部の見解をまたなければなりません。

ゲームのミニメールでトラブルが多発したときは、モバゲー、グリーの方と何度も会って対策を考えました。400人態勢で子どもの書き込みを目視していたこともありました。頭が下がりました。少しずつ海外事業者が増えてきて、警察庁の方などと対策をしていきましたが、T w i t t e r（現X）にしても、YouTubeにしても、結局、本部のあるアメリカ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

の意向が強く働きます。その中で分かってきたのは、彼らはグローバルスタンダードはあるが、それぞれの国のルール、ローカルルールには特別に対応する用意があることです。逆に言えば、国として法律を持っていないと動いてもらえないということです。「日本ではこれはイリーガルだ」と明確に言えないと事態が動かないことがわかってきました。僕がいつも例に挙げるのは、売春みたいなコメントに対して、ある海外SNS事業者に「こんなものをどうして削除しないのか？」と見解を聞くと、「日本は売春は明確に法律上、禁止されてないからだ」というような発言をききました。このあたりの解釈がいろいろあると聞いていますが、そういう対応をする事業者があるとしたら、日本の国内法をしっかりと見直す必要があると思います。海外の人たちから、日本の子どもたちを守るためには、必要です。特に今、グーグル、アップル独占で、2社とだけ話をしたらよかったのが、割と自由にいろいろなところでアプリを発売できるようになっているので、明確に私たちが国内法として何がリーガルで何がイリーガルかというのを示していかなければ、と改めて強く思っています。私たちが国として子どもたちにどういうことがいいか、もちろん岸原さんがおっしゃったように、皆さんがおっしゃっているようにリテラシーを上げるのはもちろん大事ですけれども、これは日本として許せない、ここは駄目だ、と海外の方にもしっかりと提示できるようにしていかなければならない、と強く感じています。

○曾我部座長 どうもありがとうございます。ちなみに売春は日本法でも明確に違法なので、Xの方にお伝えいただければと思います。

○竹内委員 分かりました。ただ、そういうふうにより明確により具体的にするともっと話が早いということなので、だからその辺りをちょっと付け加えておきます。

以上です。

○曾我部座長 岸原委員。

○岸原委員 山本先生と竹内さんの話を聞いているところで非常に同意するところがあります。先ほど山本先生が指摘されたアルゴリズムに関しては、多分誰もチェックしていないという部分もあるかと思います。あとは竹内さんのほうで違法かどうか、法に基づいての対応に関してはグローバルに対応する必要があるというところなのですが、やはり規制の4要因で考えると、法だけではなくて規範、要するに社会規範的なところで、日本においては不公正であるということ一度議論せざるを得ないのかなと。法律にのっとって違反していないからOKでしょうということでは多分社会規範とか社会環境が非常に悪くなりますし、特に子どもたちの環境に大きく影響してきますから、アルゴリズムに関してちょっと難しい面があることは重々承知なのですが、不公正なアルゴリズムとか、要するに不公正とは何かということをも日本の中できちんと理念をはっきりさせて、それに基づいてそれこそグローバルプラットフォームと会話すれば、私の過去の経験でいえば、そういう理念に関して合意できればコミュニケーションは成立するのではないかと思います。そのときによくあるのが、日本においてはよくないよねみたいな情緒的なものだと多分話は進まないのですけれども、明確に理念として日本の中で議論した上で出していくというのが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

重要ななと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。ちょっと話題が次の5ページのほうに及びましたので、ひとまず4ページの議論から5ページの議論、検討事項の2番目、現行法は民間における自主的な取組を尊重するとなっているけれども、先ほど来、竹内委員と岸原委員の御意見が。

○竹内委員 いいですか。今、岸原さんのアルゴリズムに私も賛成します。昨今の現状を見ると、特にこどもと選挙で、アルゴリズムが大きな影響を与えていると感じています。こどもへの影響は、不登校生の増加等、いろいろなところで感じます。全部アルゴリズムのせいとは言いませんけれども、フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンションエコノミー等、こどもに影響が強いです。

○曾我部座長 ありがとうございます。ということで、5ページの検討事項、とりわけ国と民間の役割分担はどうあるべきかということで、実効性の担保についてどう考えるかという辺り、これは法律の3条の話ですが、基本理念の辺りについても御意見があれば頂ければと思います。

○上沼委員 幾つか論点があると思うのですが、まず考え方として、もともと環境整備法の考え方がリテラシーと技術的保護手段を2輪の輪にしますという考え方だったと思います。これ自体は今でも必要だし妥当だと思います。つまり、リテラシーが低いうちは技術的保護手段が必須であり、ある程度リテラシーが高くなったら技術的保護手段を少しずつ減らしていけばいいという考え方です。この考え方自体は絶対必要で、特にネット利用の低年齢化が見られている現状においては、技術的保護手段を検討せざるを得ないと思います。そして、技術的保護手段がフィルタリングという受信制限のみになっているところがリスクに対応していないのではないという問題だと思います。

それとは別に、幾つか議論に出ているアルゴリズムの問題は、青少年保護バイデザインに関係するものだと思います。この考え方は、計画には、何度か書かれています。対策としては、民間が自主的に頑張りましょうと言うものですね。この民間が自主的に頑張りというのが、5ページの民間とのバランスの話になります。例えば、EMAも自主的取組です。なぜこうなっているかとなると、先ほど竹内委員がおっしゃっていたみたいに違法ときれいに分かれればいいのですけれども、青少年有害情報は違法か適法かと綺麗に別れるものではありません。特に発達段階で有害のレベルが変わってしまうことを考えると、ここからは駄目ですという綺麗な線が引けませんので、自主規制でやらざるを得なかった。ただ、自主規制をするときに自主規制をうまく回すための仕組みとして、きちんと自主規制をしているところはメリットを与える、つまり、フィルタリングから外れますというインセンティブをつけるのがEMAで行っていたことです。ところが、スマートフォンになってそのインセンティブがうまく回らなくなってしまう、インセンティブのない自主規制には、特に外国事業者さんは入ってくれないというのがあって、日本の仕組みがうまく回らなくなりました。そういう前提の上で、青少年有害情報にどう対応するか、ということなのですが、表

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

現の自由を考えると、違法として国による規制をすることができないから、何らかの形で事業者さんの自主的努力でお願いせざるを得ないということになります。その努力を後押しするための仕組みを法律の中に入れておかないと、その仕組みがうまく機能しないのですが、環境整備法の中には自主規制のインセンティブが全く入っていなかったのです。だからそれを何とかしないと、幾ら頑張っても、そんなことは知らないと言われてしまうとそれまでになってしまうかんじゃないかと思います。したがって、法律でできるところとできないところみたいなものをうまく分ける必要があるのではないかと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。EMAの教訓は改めて振り返ってみる必要があるのだろうとは思いますが。おっしゃるとおり法律的な枠組みが全くなかった中で、環境の変化でうまくいかなくなってしまうところがあります。放送法は自主規制を義務づける仕組みになっていて、番組審議会をつくらないといけない、番組準則を放送事業者はつくらないといけない。番組準則の中身は任せるけれども、とにかくつくらないといけないということは法律で義務づけていたりするので、自主規制を義務づけるそういう法律も一応存在はするところではあるかなと思います。

○岸原委員 上沼先生のおっしゃることはそのとおりのことですけれども、ちょっと補足すると、日本において法律の中に何で書いていないかという、既に法律ができる前に民間でその枠組みができて、ソーシャルネットワークが今でいうモデレーション、管理をきちんとやって子どもが使える環境をつくりましょう、それをキャリアさんのフィルタリングのところに責任分担モデルということでソーシャルネットワークのところはそれをやる代わりに子どもたちに提供するフィルタリングの対象から外れる、インセンティブの中で回ってきました。その上で法律ができてきたので、ここの中に入っていないのかなということなのですけれども、おっしゃるように民間だけですとエンフォースメントがないのです。そうすると、ある程度みんなが同意してインセンティブがあるうちはいいのですが、それがなくなると途端に崩壊してしまうということですので、今回新たに法律をつくり直しましょうということであれば、モデレーションのところ、民間が担っていたところの大枠のところをエンフォースメントとして法律にちゃんと書いて回る仕組みにさせていただくのが必要かなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。

竹内委員。

○竹内委員 ありがとうございます。その辺りが大きな問題で、岸原さんがおっしゃることに私も同意します。

ちょっと蒸し返して悪いのですけれども、前回のインターネット環境整備法がフィルタリング中心にやっていこうと。法律でなくEMAをつくって、EMAでインセンティブを与えながらやってきたのですけれども、この20年の間、途中でEMAがなくなりました。フィルタリングを中心に日本の子どもたちを守ろうとしているはずが、今、そのフィルタリングは、民間事業者であるデジタルアーツとネットスター、2社が背負っています。私は、EMAにか

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

わるような、全体を俯瞰できるような第三者機関は必要だと思います。EMAが潰れたので、むずかしいかもしれませんが、重要なことだと思います。何となく安心協がその流れをくんでいるかもしれませんが、結局安心協も以前に比べて、人も予算も小さくなっていて、できることが限られています。

○曾我部座長 何らかの組織が必要ではないかということですね。

櫻井委員。

○櫻井委員 これは私も結論が出ていないのですけれども、不公正という範囲をどういうふうに決めるのか、次回の有害情報の範囲をどういうふうに決めるのかという議論にも重なるところがあると思うのですけれども、それが難しいと思っています。今回の検討会に際して幾つかの研究も私のほうで探してはみたのですが、心理学的に例えばこういうような使用をしたらこどものメンタルヘルスに確実に悪いと言えるものが果たしてあるのだろうかという感じもあって、例えば、OECDの昨年6月発行の報告書でもデジタル技術の使用とメンタルヘルス問題の相関関係、これは分かっているけれども、因果というところが取れていないというのもあったり、ネットの使用でメンタルヘルスが悪くなるという話があったとしても、ネットの使用の何がという部分、例えば画像を多く見ていることなのか、テキストベースのことなのか、どこの要素がメンタルヘルスを悪くするかというところは明らかになっていないとか、痩せのことについて私は前回の検討会でも少し発言させていただいたのですけれども、痩身願望に結びつくものもあれば、逆に痩せていると思ってしまうことがメンタルヘルスを悪くするというようなこともあったりして、恐らくは性的な画像では胸が大きいとか筋肉がもりもりしているほうが賞賛されるみたいなこともあるのかもしれませんが、結果的に確実にこれだと悪いと言うことが非常に難しいのかなという感じはしています。今回こ家庁から頂いた資料2-②の18ページ19ページの辺りがこの辺りに当たるのかなと思うのですけれども、18ページ左側のNCNPの研究をひもといてみると、やはりある程度依存、長時間使用みたいなところはメンタルヘルスが悪くなるという感じがするのですけれども、その辺りをどういうふうに一致した見解として決めていったらいいのか、1回の調査だけをもってして確実にそうだということは言えないと思うので、すごく難しい議論だと思います。

○岸原委員 公正さは今、いろいろなところで問われていて、結論は出てこないのですが、私が今、メインでやっているプラットフォームのところには公正な利用、あるいは個人情報保護法に関して公正な利用、要するに法条文では明確化できないような部分に関して、これは先ほどでいったら社会規範とか規範に当たるところ、あるいは道徳というところだと思うので、具体的な細かいところで不公正かどうかという事象で判断するのは非常に難しいと思うのですが、ちょっとメタ的というか、哲学的にもうちょっと概念を上げて議論していかないと、日本においては細かい具体的ところで判断できないので、公正に対しての議論がほとんどないというのが実は大きな問題かなと思っています。これは私も専門ではないのでどうかということもあるのですが、まずは目的の適正性は考えられるの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ではないかなと思いますので、ネガティブな部分でアクセス数に影響を与えとか、目的に関しての公正性とか不適切とか不公正といったものを概念的なところから考えていくということをどこかでやっておかないと社会全体がなかなか対応できないというのが、閉塞感というところかもしれないのですが、結論が出ないとしてもそこは必ず議論していくべきではないかなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。アルゴリズムの公正性を求めることはあり得ると思うのですが、ただ櫻井委員がおっしゃったように具体的にこれを禁止するとか、そういうものは多分できないだろうと思うのです。同じコンテンツでも受け手によって有害に作用する場合と作用しない場合があるでしょうから、違法情報と違ってこの内容が駄目だとかそういうことを法律に書くのはなかなか難しいのだろうと思いますけれども、その中で公正さをそれぞれ事業者は考えていただくことになるのではないかなと思います。

そのほかにいかがでしょうか。5ページ目までのところで。

こども大綱とかこども基本法が6ページに出ていますけれども、これは環境整備法の後に来た法律ですけれども、事務局としてはこういう基本法と環境整備法を何らかリンクしたいみたいな考えがあたりだということなのでしょう。そうすると基本理念のところは何らかそういう基本法の対応を踏まえるみたいなことがあり得るかなと思うのですが、その辺りはお考えがあたりですか。

○事務局 リンクさせる必要があるとかそこまでの強いものではございませんで、時代が変わって、こどもについてはもう国内でもこども基本法などができており、こういったものを考える際にはこどもの最善の利益を第一に議論すべきだという、前提として共有させていただきたいという趣旨があるのと、あとは「課題と論点の整理」におきましても、目的のところにつきましてもこども基本法との関連をどう考えるかという記述がございました関係で参考として入れさせていただいているものでございます。

○中村局長 ただ、改めて今の議論を聞かせていただいて、1条を読むと有害情報であるとかフィルタリングとか閲覧とかいう言葉が合わなくなって、まさにそうなのですけれども、今後のところはこども基本法的立場からいうと、インターネットの質的にも量的にもこどもの成長に対する影響が非常に深刻になってきている。そこに健全という言葉をつけるとまたちょっと難しくなってしまうのですけれども、少なくとも成長にもものすごく影響を与えることに対してどういうふうに向き合っていくのか。アルゴリズムとか生成AIとかあるのですけれども、そのときにやはり今、言ったみたいに、適切か不適切かとか、合法か違法かはなかなか難しいところで、ものすごく影響を与える面が大きい。一方でそういうものに対してインターネット環境整備法の射程はどこなのか。1条に書く以上は、この法律である程度規制と言っているのか分かりませんが、規定できることの範囲を目的にするとなると、結局青少年に与えるインターネットの影響がものすごく大きい中で、社会としてはこういうこともやっていかなければいけない、ああいうこともやっていかなければいけない中で、この法律の射程をどこにするのかというところにまた戻ってこなければいけ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

ないということです。ただ一方で、法律の規定だけ変えればいいという話でもないということで、非常に示唆に富む議論だと思っております。最後に、またやはり5回6回までかけて全部論点を総ざらいするのでしょうかけれども、もう一回振り返ってこの法律の射程範囲をどこにするのか、その上での目的はどこまで書くのかということをもう一回議論する必要があるかなと思っております。ありがとうございます。

○曾我部座長 今、環境整備法の1条の末尾が「青少年の権利の擁護に資することを目的とする」ということですが、つまり「青少年の権利」とあっさり書いてあるのですが、この辺りをこども基本法の1条の辺りとリンクさせてもう少し厚く規定するということがあるのかなと思います。ありがとうございます。

そういうことでそのほかいかがでしょうか。まだ時間はありますので、コメントをできればお願いしたいです。

そうしたら次の話題、8ページの「諸外国のSNS規制について」ということで、諸外国でいろいろ整備が進んでいることがありますので、これについてどのように考えているか等々、コメントなりこんなものをやるべきではないかということも含めて、それから8ページ下のところは別の話で、こどもの意見、どういうことを聞くべきかと書かれていますけれども、この辺りについていかがでしょうか。

○岸原委員 個人情報保護法も今、改正が進んでおり、16歳未満に関して同意が必要なところは親の同意を取らなければいけないという方向で進んでおります。そうなってくると当然のことながら子どもを保護したり、そこに対して何か施策をやらなければいけない、これは誰も反対するところはないかと思うのですが、まさしく海外でも誤判定だったり、どうやって誰がそれをやるのだということが議論になっている中で、私の知っている範囲では、EUはEU当局が年齢認証システムを提供して、それを使えるようにする。アメリカは州の規制であったり、オーストラリアは先ほどSNS事業者任せということでしたが、アメリカの州に関してはOS事業者、アップル、グーグルが年齢の認証の仕組みを提供して、それを利用して制限するなり対応しなければいけない。そうすると日本はどうするのだというところなのですが、当然OS事業者とかプラットフォーム側に今、提供しているものを使ってやるのも1つあるかと思うのですが、EUでやっているみたいに日本の中にはマイナンバーという制度がありますから、これの民間開放の中でこどもの年齢、正確な年齢を出す必要は全くないので、ある程度の幅があるような形でプライバシーを確保しつつ、ほかの様々な事業者が対応をやりやすいようにこれをやってこないで、年齢によって何かしら義務化したとしても、事業者ごとにそれをどうやって確認するかが非常にハードルが重くて、対応しようにも対応できないということが起きるのかなと思います。そういった意味では日本の中でマイナンバーの活用が非常に国家的な問題でもあるかと思うのですが、年齢情報を何かしら提供していくのも検討を進めていく必要があるのかなと思います。

○曾我部座長 それはマイナンバーカードをスマホにかざしてということですか。

○岸原委員 具体的なシステムに関してはいろいろあるかなと思うのですが、基本

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

的にはマイナンバーとひもづけして、年齢情報は今、マイナンバーで持っているかと思えますのでそれを使って、例えばこれも具体的なシステムは設計しなければいけないのですが、マイナポータルのところAPIを用意して、事業者がそれをたたけば確認が取れる。

○曾我部座長 そうするとマイナンバーカードではなくて、まさにマイナンバーのことをおっしゃっているということでしょうか。

○岸原委員 ここから先は個人的な意見になるので、それが正しいかどうかはあるのですが、日本の中ではマイナンバーは国民全員に行き渡っています。マイナンバーカードは自主的なもので対応しましょう。それをさらにマイナポータルとひもづけしますというところがあるのですが、本来的には分ける必要は何もないと思いますが、現段階では実際に3段階を踏まないと、マイナポータルのところAPIを用意しても年齢情報は出せないのですけれども、マイナンバーで年齢情報とかを持っていますので、そこから自主的なマイナンバーカードを発行して、マイナポータルと連携するというところをもっと簡便にということか、使いやすいような形でこどもの年齢認証とかに使える仕組みを用意することが必要かなど。

○曾我部座長 ありがとうございます。

では、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 私もマイナンバーカードについては賛成です。その際、オーストラリアの状況を鑑みながらやっていったらいいと思います。漏れ聞くところですが、指の動きとか書き込みで判断するそうで、かなり精緻だそうです。現状の自己申告よりは格段に良いと思いますが、日本の英知を結集して対策していくべきだと思います。Xとかいろいろなところは自己申告で、今日も大阪のある中学校の子どもたちに聞くと、「私は小学校5年生からXしていた、自己申告なんて何とでも書ける」と言うのです。こどもでも分かっていることなので、年齢認証でやっていくのであれば、本当にマイナンバーを含めた国の関与が必ず必要だと思います。そうでないとうまくいかないと思います。

少し横道にそれますが、オーストラリアが今回16歳未満に設定したのは、SNSで瘦身願望をあおるようなことで16歳の子が自殺したということがスタートラインとしてあって、人が死ぬとやはり世論は動くのです。2010年ぐらいに韓国でネット依存でたくさんの子が死んだら、ゲームに関して12時になったら子どもたちはネットができないといういわゆるシンデレラ法ができました。あれも長くやってきたのですけれども、憲法違反だという意見が出て、結局なくなりました。だからここでしっかり議論して、マイナンバーを使う使わないくらいの大きな議論をしながらやっていかないと駄目で、最終的にオーストラリアがどうなるか分かりませんが、事業者に年齢認証をすべて任せるとするのはなかなか難しいと思うので、本気で子どもたちを守るのであれば、マイナンバーがいいのかどうか私は技術的なことは分かりませんが、マイナンバーも1つ考慮に入れながら、より具体的なもので、しかもかつ韓国のように憲法違反にならないような、これは山本先生とか曾我部さんとか日本の第一人者がおられるので、そこで一緒に考えたいのですけれど

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

も、やはりそれくらい今は小学生なりを守らないいけない、中学生を守らないいけない。こどもらに見せられないような動画も今は上がっていますし、いじめの動画とか。これは捨て置けない状況なので、マイナンバーを使うかどうかは議論の中から外さないというか、私はあるところで言うたら、マイナンバーなんてそんなあほかとえらい怒られたのですけれども、議論に入れて、それで駄目なら駄目、新しい方法を考えるとしていいと思うのですけれども、まずその前提としたらオーストラリアで各事業者がどれくらい精度が高かったのか、12月にできたばかりなので、まだこども家庭庁もしっかり見られていないと思うのですけれども、成果と課題をしっかり踏まえた上で日本はどうするかというのを冷静に考えていく必要があるなと感じております。

そう考えていくと、その辺で実効性のあるものをしていかなければいけないということで、私は日本もぜひやっていくべきだと思っています。ただ、いろいろな議論があって、オーストラリアの研究者たちとも私は以前よく議論したのですけれども、オーストラリア国内も決して一枚岩ではなくて、反対の意見もたくさんあるそうです。私たちもしっかり議論しながら、進めたいです。テレビで中学生が「16歳未満は反対」と主張します。それは中学生は反対します。当然です。しかし、私は、2歳1歳の子にSNSを使わせないと言ったら、皆さん賛成すると思うのです。2歳から16歳の間に日本の答えがあると思います。小学生は禁止であるとか、その辺の議論も幅広く、マイナンバーも含めて、年齢についても小学生とか10歳とかを含めた議論を、いろいろな可能性を考えてこどもたちにベストなものをつくっていったらいいのではないかなと思います。そういう意味でオーストラリアは非常に参考になると思います。

○曾我部座長 オーストラリアは16歳未満を一律禁止にしているのでいろいろと物議を醸しているわけですが、利用規約上は13歳未満は使えないことになっていて、年齢認証をしっかりやるということになると、結局13歳未満は一律禁止という形に実はなっているわけであるのですけれども。

○竹内委員 そうですね。例えばSNSは13歳禁止とか出すだけでもものすごく影響はあると思うので、その辺も含めて考えていったらいいと思います。

○曾我部座長 13歳禁止と結果としてなることをどう考えるかという論点があるかもしれないと思います。

○岸原委員 オーストラリアの調査をするのであれば、今回は大手のSNSの利用が禁止されている、要するに規制対象が決まっているのですが、これは利用者数か何かで選定しているのでしょうか。もしそれであれば、大きいところを規制する根拠は、例えばこれも仮定ですが、そういう大手事業者は大規模なアルゴリズムとかを使って、こどもたちにとって影響が大きい、小さな領域ではなくて広がりが大きいから大手事業者を規制しているという、規制の立法趣旨というか、対象を選んでいる根拠みたいなものが分かれば教えてほしいのですが、分からなければぜひそこを調査してもらえるといいかなと思います。

○曾我部座長 今の点について事務局のほうでいかがですか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

○事務局 基本的には基準としましては2人以上のエンドユーザー間のオンライン上の交流を可能とすることを唯一もしくは主要な目的としている、2つ目としては他のユーザーの一部もしくは全部へのリンクもしくは交流を行うことができる。3番目として、ユーザーが書き込みの投稿を行うことができる。その基準で分けておきまして、除外としまして使用目的がメッセージングや通話であるとか、あとオンラインゲームが主の目的であるとか教育目的とか、そういったものは除外ですと。そういった基準に従ってやられているということでありますので、ユーザー数では多分ないです。

○岸原委員 その基準だとありとあらゆるソーシャルネットワークがもっと該当しそうな気がするのです。

○事務局 今、手元の資料ではこういった状況でございまして、詳細につきましてはまた第2回等で御説明できればと思います。

○曾我部座長 それは定義に当てはまれば自動的に対象になるというのではなくて、指定をするということですよ。そうするとさっきおっしゃった定義プラスアルファ何かで指定するということですか。

○事務局 そうです。その基準に該当するもので規則で指定されるものという書き方なので、恐らく座長の。

○曾我部座長 では、今の御質問としては、定義に当てはまるけれども指定されるものとされないものがあるとするならば、そこを分けるものは何かという御質問ですか。

○岸原委員 そうです。

○事務局 承知しました。

○曾我部座長 さっき御発言されかけましたが。

○柳元委員 年齢によって一律にSNSの利用を制限するというものがあるのですが、例えばオーストラリアでも12月から16歳未満が一律でSNSの利用が禁止となった際に、先日まで使えていた15歳が急に使えなくなる。もちろんこれは前々の段階で使えなくなることを知らせていたとしても、やはり学校なり自分の家庭内にあまり自分の居場所がなくて、SNSが主に自分の居場所となっている小中高生がいるのも事実だと思うので、そこで一律SNSの利用を制限した場合に、急に使えなくなった中高生だったり、あるいは小学生の居場所をどうするかというのも考えてからの法令整備のほうがよろしいのではないかなと。

○曾我部座長 それは全くおっしゃるとおりで、オーストラリアでも多分そういう問題が実は起きているかもしれないです。それを調べるのは難しいかもしれないですけども、現地の記事とかでそういうものは今後出るかもしれません。

○上沼委員 今のお話でいうと、日本でいきなりSNSにフィルタリングをかけたときも同じことが起こりました。自分で書いていたブログが自分で見えなくなってしまったなど、当時大騒ぎになったので、そういう意味でいうと、日本は同じことを実はしています。それでもうちちょっとうまく使えるようにというのをやっていたというのが過去になります。

今の議論を聞いていて、年齢認証の方法の話になっていると思うのですけれども、それ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

以前の話として、今、日本で年齢認証をほぼしていないので、年齢認証の必要性の議論をきちんとして、その上で年齢認証の必要のレベルに応じて多分どのくらいの正確性というか、精度のあるものが要るかという議論になるのかなと思ったりしています。

一律SNSの利用の禁止に関して言うと、竹内先生がおっしゃるみたいに16はないよねと何となく感覚的に多分共有されているのは勝手に思っているのですが、一方、小学生の子がXを使うのはちょっと怖いよねとは思ったりもするわけで、そうすると何かその辺に基準がありそうな気はします。今まではこれをアプリのレーティングで対応していたのではないかと思います。アプリのレーティングという自主的取組で何とか回そうとしていたのですが、アプリのレーティングも年齢認証をしている訳ではないから、親がきちんと年齢設定をしていなければ使えてしまいますよね。アプリから行かなくても、ウェブから行ったら全然普通に使えてしまったりしますし。ですので、例えばレーティングは自主規制でやるとして、レーティングをどこまできちんとやってもらうか、もし、法律で決めるのだとしたら基準は何歳なのかとか、その辺のハイブリッドの対応となる可能性があります。ですので、年齢制限の必要性と年齢制限の精度の必要性という議論を分けて話した方が分かりやすいようには思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。実際、年齢制限した後でどういう規律を課すかという話をしないと、年齢制限をどれくらい厳密にやるかということもなかなか議論しづらいと思います。

竹内先生、お願いします。

○竹内委員 先ほどのオーストラリアのSNSの問題で1点調査していただきたいのは、あれはSNS事業者だけでなく、ユーチューブが対象に入りましたが、私は違和感を持っています。ユーチューブがSNSかどうかという議論もあるのですが、学生に聞くと、「SNSのコメント欄がめちゃくちゃ荒れるんやと。一部は荒れるかどうかは基準ではないかという学生もいます。YouTubeが入った経緯を調べていただきたいです。

2つ目、昔から私が言っていることですが、小学生用SNSを作って、そこでガチガチに固めたらどうか、という提案です。もしくは小学生にはSNSは禁止する、です。コロナの前までは日本のこどもたちは中学校まではLINEだけでした。コロナで中学生が一気にXを使い始めました。もしもコロナの前に今の議論をしているとしたら、多分日本は15歳以下、SNS禁止でいけました。しかしもう無理です。そう考えると、今は上沼先生の肌感と私は同じで、やはり小学生禁止。アプリの規約で今、小学生は禁止ですが、これからアプリ会社が小学生を認めたとしても、国として日本は認めないというような辺りが落としどころではないかなという気がしています。同じようにAIの利用も大体12歳以下禁止、くらいが多いので、AIとSNSを同じような形で考えていってもいいような気もします。

○曾我部座長 小学生については一律禁止してもいいのではないかという御意見がありますが、親が使わせることは避けられない気もします。ただ、そういうコメントということであれば。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

○竹内委員 すみません、1個言い忘れました。そこで問題になってくるのが、LINEがSNSかどうかという議論です。親がLINEを使わせるので、LINE禁止はなかなか難しいと思います。議論はしないといけないなと思っています。

○曾我部座長 そこは禁止基準というか、定義問題ということになりますね。ありがとうございます。

では、お願いします。

○櫻井委員 私もやはり年齢である程度区切って、使えない使えるという範囲をしっかりとしたほうがいいのかなと思います。こどもは、ほかのこどもがやっている自分もとなるし、自分の家だけが何で禁止されるのというところでもめぐりに展開してくるので、ある程度しっかりさせる。保護者も見られる親御さんとそうではない親御さんがおられるので、微妙なラインよりは、9割方ある程度この年齢だったら賛成できるのではないかみたいな年齢で区切るのが1つなのかなと思います。

さっきもお話がありましたけれども、心理に携わっている側として、やはりこどもは今どき電話とか対面は結構ハードルが高いので、例えばSNSは禁止としてしまったときに、特に傷ついたこどもの相談先が、SNSから支援につながるという、そこが完全に断たれないような、相談としても残しておいていただきたいなと思います。居場所という話だけではなくて相談機関が結構SNS相談を展開させているところなのです。自治体もやっていますし、そこが完全に断たれてくると、若年者の相談は来ないのかなと思ったりしました。

実は検討事項の資料2-③p8の最後の3点目なのですが、こどもにオンライン安全のためにどういう対策がいいか聞いてみるのも1つかなと思ったりしていて、何か意外に柔らかい頭の中でどういふようなことがあったら対策としていいと思いますみたいな意見があったり、実現不可能であっても検討の土台に乗ってくるかなと思ったりするので、新たなアイデアを聞いてみたいなと思います。

○曾我部座長 今の後段もそうですけれども、前段の一律で年齢で切るという話も中高生に聞くべき内容かなと思います。

○中村局長 前段で出たインターネットがこどもに与える影響で、相関関係は分かるけれども因果関係がなかなかはっきりしない中で、一律に制限をかけるのが、かけられるかどうかは別にして、どういう理屈でかけていくのかというのがまたなかなか、それが1つの解のような気もするのですけれども、どういうロジックなりデータで積み上げていくのかというのはなかなか難しい面はあるのですよね。

○上沼委員 SNSを制限するときにSNSの何のリスクに注目して制限するのかという議論が要るのかなと思っています。SNS制限というと見るだけならいいのか、発信がいけないのかとかリスクが複数あると思うのです。特にXの場合は、官公庁がいろいろな情報発信をXにしていますので、見るのも駄目というのは結構難しいように思います。多分Xが、フィルタリングで制限しきれなかった一番の理由はそこにあるのではないかと個人的に思っています。そうするとやはり何がリスクなのか、を考える必要があります。例えばさっきの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

竹内先生のおっしゃっていたLINEはSNSかという話ですけれども、LINEの場合オープンチャットがあるからちょっと面倒くさいのですけれども、原則不特定多数を相手にしていないのです。不特定多数を相手にしていないので、発信のリスクのところは実は割と低いように思います。そういうものであれば割と低年齢でも使ってもいいのではないかと。例えば、発信のリスクのところを考えると、自分と他人の区別がつくようになるのが発達心理学的にいうと10歳くらいとか聞いたことがあるので、そうすると10歳までは不特定多数を相手にするインターネットで発信したら絶対危ないということだと思えますよね。自分の家の中と世界の区別がつかないということだから。それを考えるとやはりその辺までは不特定多数を相手に発信させるのは駄目だよという説明は割とつきやすいんじゃないかと個人的には思っています。結論としますと、SNSを規制することで何を守ろうとしているのかみたいなリスクの議論をせざるを得ないのかなと思います。

○曾我部座長 櫻井委員。

○櫻井委員 特定のSNSのことを私もいろいろお伝えするつもりは全くないのですけれども、こどもでさっきの拡散の一番初めはLINEだとは思っています。実はいきなりXでやっていくよりは仲間内で送る。それがまたどんどん拡散していく。一番初めのところはそこが結構大きいかなと実は思っていて、ただ非常に便利ではあるので、どう捉えるのかというところなんです。

○上沼委員 仲間内で不特定多数ではないから、やはりインターネットとしてのアプローチとはまた違うアプローチでいったほうが良いような気もちょっとしていて。

○曾我部座長 仲間内ではありますが、転載されていくわけですね。

○櫻井委員 そうですね、クラス内、学内、学外というように。

○上沼委員 LINEのグループから、別のグループに行ってしまうというリスクもあるにはあるんですが、それでも、多分LINEのうちだとそんなに問題になっていなくて、Xに行った瞬間にやはりわっと拡散の速度があがるように思います。

○曾我部座長 いずれにしてもそれはもう少し解像度を上げた上でXの規制を考えていかないといけないという御指摘は極めて重要なかなと思います。

○竹内委員 私も賛成で、もともと日本のこどもたちはXではなくて、当時はLINEとミクシィをやっていました。ミクシィがスマホの対応が遅れたので、こどもたちが一齐にツイッターに民族大移動しました。民族大移動したときに、一部の高校生がミクシィとTwitterの違いをよくわからずに投稿して起きたのが、当時の「バイトテロ」「バカッター」問題だったと認識しています。デンマークなんか15歳未満は禁止としているのです。けれども、13歳以上は保護者が同意すればOKだとしているので、その辺りが落としどころになるのではないかなと何となく私は思っています。今、テレビ局とかでオーストラリアが禁止したときにけしからんといろいろな人がインタビューされて話していますが、そこは15歳未満だけでなく、幅広に10歳12歳15歳いろいろ考えて、不利益になる子たち、居場所がないこどもたちをどう救うかという辺りをプラスで考えていくというか、幅広に考えてい

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

く必要があるのではないかなと思います。こどもたちの中でやはりネットしか居場所がない、昔は心が寂しい子は盗んだバイクで走り出す集団に行っていたのが、自分のスマホで暴れ出して、自分のスマホの中で仲間を見つけようとする子は確かに一定数いますので、それはそれとして十分に彼らの居場所なりを官民合わせて考えたらいいことだなと感じておりますので、その辺りを考えていけばいいかなと思います。

以上です。

○岸原委員 個人的には年齢で一律というのはすごく引かかるのですが、たださっき上沼先生がおっしゃっているように内と外の認知がまだはっきりしていないというエビデンスというところとあれですけれども、それに応じてある程度年齢としてはこういう年齢だということをやはり議論する必要があるかだと思います。そうしないと何となくざっくり小学生はみたいな感じになると、こどもにとってもそれぞれ発達段階が違うというところもありますけれども、昔の小学生と今の小学生はまた違うでしょうし、今、これだけインターネットがされていますが、またもうちょっとたつと、もう小学生がどうこうというのはまた違うのかなと思うので、そこをもし何か規制するのであれば、そういう認知的な問題とかエビデンスをしっかりとするというのが1つと、先ほどから議論があるようにSNS一律というのは無理があると思います。様々なSNSがありますし、オーストラリアに関してもSNS全部ではなく指定したものだということがあるみたいですから、最低限オーストラリアがなぜこのSNSを指定したかということの根拠みたいなものは参考事例として調べた上で、SNS一律ではなくどういう部分が青少年に与える影響が大きいからといったようなものを出していく必要があるかなと思います。

これはSNSと関係ないかもしれないのですが、EMAをつくって、一番最初にそれに対して相談に来られたというか、抗議に来られた方が性同一障害の団体の方だったのです。当時同性愛が規制されていましたので、そうすると性同一障害を認知したこどもが唯一相談ができるのがサイトだ、それができないと自殺が増えるということで、命があぶないと。よって、カテゴリー基準を考えるとときに同性愛と一律制限するのではなくて、その内容みたいなものを、最終的にはEMAで対象から外したのですけれども、そういうものがありますので、一律というところはできるだけ避けて、どういうエビデンスがあるかということを中心に議論した上で進められるといいかなと思います。

○曾我部座長 ありがとうございます。

竹内さん、また挙手されていますか。

○竹内委員 今、岸原さんのおっしゃったことに同意で、先ほども言いましたけれども、今回いろいろな立法なりを考えるのであれば、EMAに当たるような何か第三者機関みたいなものがやはり必要だなと僕は改めて思います。1個の法律だけではなかなか、こどもたちを守るためにもいろいろな特別な例とか、例えば同性愛だけではなくて、発達障害の子とかいろいろな子がいますので、そこを一々国ベースでは考えられないし、法律を一々つくれないので、第三者機関みたいなものが要るだろうと改めて思ったので、ちょっと言

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

うておきます。

○曾我部座長 まだ御意見があるかと思うのですけれども、時間が過ぎておりますので、すみませんが議題2の議論はここまでにさせていただきたいと思います。もしさらに御発言がございましたら、1週間以内になりますけれども、事務局に追加でメール等でお知らせいただければと思います。

検討事項の説明を読みますけれども、検討事項の1、我が国の年齢による一律のSNS利用の規制について大変重要な問題だと思いますので、引き続きこのワーキングで検討を行っていただければと思います。

では、議題3の「次回の検討事項」について事務局に御説明いただきます。

○事務局 資料2-③の15ページからでございます。

次回御議論いただきたい検討事項ということでございまして、2点ございます。

1点目は青少年有害情報について。

2点目はリテラシー向上についてということで、これも論点3と4に相当する部分でございます。

16ページでございますが、こちらが論点ごとの検討項目でございます。

①につきましては、現行法では青少年有害情報は例示でございますけれども、内容が十分かということ。

2点目は、例示ではなく規定化すべきかどうかということ。

3点目は、情報だけではなくて、有害な機能、例えばアルゴリズムに基づくレコメンデーション機能などについてもどう考えていくべきか。

最後が、現行法では違法情報についてこの法律では書いていないのですけれども、どう扱うべきか。※印で「他法令との整理」と書いております。

リテラシーの向上につきましては、昨今のリスクの多様化を踏まえて今後どうあるべきかということに加えまして、学校教育現場におけるリテラシー向上のための取組、家庭教育におけるこどものリテラシー向上のための取組はどうあるべきか。

最後に、広報・啓発活動はどうあるべきか。こういった形で掲げさせていただいております。

17ページは現行の青少年有害情報の例示でございます。

18ページがオーストラリアとイギリスの違法情報と有害情報についての比較でございます。

19ページが第2回ということでございますが、御議論いただきたい検討事項が2点ございまして、あとヒアリングにつきましても予定しているところでございます。

それから、工程表の進捗状況ということで、こども家庭庁が主務になっている部分につきましてこども家庭庁から御報告させていただきたいと思っております。

ヒアリングにつきましては現時点ではまだ確定ではありませんけれども、考えておりますのは精神科医等の方、それから関係省庁からの現状の説明ということで、リテラシーの

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

関係について御説明いただきたいなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○曾我部座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明について何か御質問などはおありでしょうか。

竹内先生。

○竹内委員 賛成です。関係省庁のことで気になっていることを話します。文部科学省は、学校現場を抱えているので、これから重要な省庁です。GIGA端末を小1から使っているので、学校でどういうリテラシー向上の取組が必要か等、考えていく必要があります。しかし、こういう会議に良く来られるのは、地域支援等に尽力しておられる課の方が多いです。いわゆる、生徒指導本丸の方々が来られないことが多いです。私としては、できれば、できたらそういう方々に来ていただき、学校現場での取組についても具体的に議論していくことが大事だと思います。家庭、保護者支援ももちろん、とても重要ですが、GIGAスクール構想を旗印に日本の教育が大きく変わっていったいなかなので、本格的に考えていく必要があります。具体的には、学校持ち込みについても考える必要があります。前回の青少年インターネット環境整備法的时候には学校ではスマホ・パソコン・携帯電話だけでなくネットは使わない前提だったので、文部科学省は当事者ではなかったのですけれども、今、学校でGIGA端末を使っているの、その辺りの参画も新しい問題として議論していく必要があると思いますので、提案しておきます。

○曾我部座長 これは文科省さんに提案されるのですか。

○事務局 一応今のところ総務省様と文科省様を考えておまして、今の竹内先生の御意見を踏まえまして、もうちょっと文科省と話をしたいと思います。

○曾我部座長 では、よろしくお願ひします。

そのほかにいかがですか。

○中村局長 一言御礼です。キックオフとしてまず法の目的規定とか海外の例に鑑みてどうするのかというかなり大所高所の議論を最初にやらせていただいて、非常に活発な御議論を頂きました。途中私が申し上げましたけれども、かなり広範な御意見を頂きまして、また各論の議論をこれからやらせていただいて、今日のような話はまた最後にもう一回整理の意味でもやらせていただければと思います。どうも本当にありがとうございました。

○曾我部座長 ありがとうございます。

では、こちらの議題は以上とさせていただきます。

では、最後に事務連絡を。

○事務局 事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の第2回につきましては2月中の開催で調整しておりますので、また決まりましたら御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務連絡は以上でございます。

○曾我部座長 ありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/>) からご覧いただけます。

では、以上をもちまして第1回「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ」を終了いたします。長時間御議論いただきましてありがとうございました。